

施策の狙いを見抜くために、説明交渉を行う!!

申20号 「変革2027の実現に向けた組織の再編について」 に関する説明申し入れ(その1)を1月14日に提出!

12月15日、本社より「変革2027」の実現に向けた組織の再編について「ならびに柔軟な働き方と多様な活躍の実現に向けた制度改正等」についての提案を受けました。

提案時に会社が「JR発足以来最大の変革」である述べた通り、会社組織の大きな体制の変更と、現業機関と企画部門の更なる融合が目指され、私たち組合員の働き方も大きく変化する内容だと認識しています。

職場では、社員説明会などが開催されていますが、会社作成動画視聴とリーフレットのままでの説明であり、質問時間が数分しかなく、質問しても答えられないという状況が多く報告されています。これは、提案時に会社が「丁寧な説明をする」と述べていたこととは異なる現実となっております。社員説明に参加した組合員からは、「このまま鉄道会社として残るのか」という不安、「説明を聞いても目的や展望が見えない」「動画を見ただけで、会社は何をし

申し入れ項目

1. 組織を再編する目的と来年度に実施する目的を明らかにすること。
2. 鉄道会社として安全第一の企業文化をこれからも維持するための考え方を明らかにすること。また、各系統における技術継承と人材育成の考え方を明らかにすること。
3. 総合車両センターおよび車両センターの所属が首都圏本部および東北本部に変更になる理由を明らかにすること。また、設備技術センターを新設する理由を明らかにすること。
4. 現業機関において企画業務等を担うことになることから、権限移譲と予算管理の考え方を明らかにすること。
5. 新潟支社が首都圏本部と東北本部に、業務移管しない理由とエリア管理しない理由を明らかにすること。
6. 支社等の境界の変更についての考え方を明らかにすること。また、本社と本部・支社の要員配置の考え方と発足当初の要員規模を明らかにすること。

1800件を超える組合員の声を集約



JR東労組は、「総合労働条件改善のたたかい」を9月に提起しました。そして、職場では働く環境等の問題が山積していることから、「職場環境改善」「施策検証・改善」「労働条件の向上」「福利厚生」など、目に見えることを職場で集合や座談会等を開催して議論を行い、私の「要求」を要求項目(何をどのようにしたいか)と要求根拠(なぜ)を記入して提出していただきました。

その組合員一人ひとりの「私の要求」については、各機関で集約・整理し、機関ごとに要求を整理しました。分会で安全衛生委員会を活用して議論することなどを通じて改善できること、支部・地本が支社や地区で議論して取り組むもの、本部が本社と議論して改善に向けて取り組むものに整理しました。その結果、本部へは1800件を超える声が集約されました。職場活動を基礎に、個人

の要求を組織の要求へと高め、改善を実現するために各組織で具体的に取り組んできた結果、多くの声が集約されました。特に「施策検証・改善」では、説明が不十分なままに進められていることに不安や不満の声が多く出されています。また、職場や生活の現実を踏まえ、手当の増額や新設等を求める声も多くあり、その実現を目指す中で、制度や社宅居住期間の延長等の福利厚生の充実を求める切実な声もあげられています。

そして、1月18日、申21号「組合員の声に基づいた総合労働条件改善の実現を求める申し入れ」を【施策関係】【各種手当】【制度関係】【福利厚生】の全27項目として、本社に提出しました。本部に上げられたすべての声を要求項目にすべく、中には難しい項目もあり、一部について

総合労働条件改善の実現を求める申し入れを提出!

1 申21号で申し入れた全27項目

- 【施策関係】
 1. タブレットの活用機会が増加していることを踏まえ、業務としての位置づけを明確にするために十分な説明を行うこと。また、各種施策の説明がタブレット配信では十分な現状があることから、十分な説明と環境の変化に応じた教育等を行うこと。
 2. 新JINJREシステムにおける受継手続き・申請の教育を充実させること。
 3. 本社で行われる研修参加時の前泊を解消するため、2日以上の研修行程における1日目の開始時間前泊が発生しない時間とする。
- 【各種手当等】
 - 【共通】
 4. 別居手当の支給額について、賞金増額第13条(2)「前条第1項第3号イの場合」月額2000円を月額30000円に増額する。
 5. 現在の寒冷地手当では、暖房等の電気代や燃料代が賅えないため、寒冷地手当定額表に掲げる額を一律15,000円増額する。
 6. 自動車等の通勤手当の支給額について、一利用区間の距離が10km未満の場合月額3000円とすること。また、一利用区間の距離が40km以上の場合の上限を撤廃し、10km増額を20000円を加算する。
 7. 通勤時において駐車場等を利用する者に対して契約金額の支給を行う。
 8. 各線区において猪や鹿等と衝突する事象が増加し、除去等対応する組合員は感染症等の危険があることから、一回の対応につき20000円を増額し支給対象を拡大する。
 - 【福利厚生等】
 9. 内燃車及び新幹線の転換教育の技術指導を行う者として特に指定された者に5000円を支給すること。
 10. ワンマン運転の拡大に伴い、運転士に対する負担が増加していることから、ワンマン加給について時間額及びキロ額の増額を行う。
 11. 鉄道車両製造・整備技能士検定(1級及び2級)に合格した場合は、技能が向上し、車両の品質向上に貢献できることから受験料を全額会社負担とする。
 12. 班長に指定される者に対して月額5000円の手当を新設する。
 13. 車両のトイレの故障対応を行った場合、一回の対応につき10000円の手当を新設する。
 14. 線路閉鎖責任者に指定された者に対して一回の作業につき10000円の手当を新設する。
 15. 保守用車責任者に指定された者に対して一回の作業につき10000円の手当を新設する。
 16. 業務用緊急自動車(レスキュー車含む)による緊急走行をした者に対して一回の運転につき10000円の手当を新設する。
 17. 夜勤時の睡眠時間を実質3時間確保できる勤務とする。
 18. 出向特別措置の支給額(月額)を一律50000円増額する。
 19. 所有住宅援助金について、一般及び新築5年以内の区分を統合し一律10000円を増額すること。
 20. 帰省用代用証の支給枚数を年間104枚とする。
 21. 特別休日の年間付与数を増加し、年間の休日数を1200日とする。
 22. 育児・介護勤務制度を十分に活用できるように環境改善を図る。
 23. 育児・介護勤務制度Aの適用範囲を小学校3年生の年度末までの期間とする。
 24. 育児・介護勤務制度Bの適用範囲を小学校6年生の年度末までの期間とする。
 25. 新型コロナウイルス感染症により、社宅居住期間制限(15年)の開始状況時と取り巻く環境が異なることから、延長を5年間可能とする。
 26. 福利厚生の更なる充実を図るため、カフェテリアポイントを300ポイントに増額すること。また、組合員の声も反映した補助範囲の拡大を行うこと。
 27. 貸与されている制服に課題があることから改善を図る。

◆自動車等の通勤手当 (単位 円)

利用区間の距離が	現行条件	現行金額	単位
5km未満の場合		2,000	月
5～10km未満の場合		3,700	
10～15km未満の場合		5,500	
15～20km未満の場合		7,500	
20～25km未満の場合		9,600	
25～30km未満の場合		12,000	
30～35km未満の場合		14,400	
35～40km未満の場合		16,800	
40km以上の場合		19,200	

◆現行の寒冷地手当 (単位 円)

級地	世帯状態		
	世帯主	準世帯主	その他
1級地	105,000	63,000	42,000
2級地	75,900	45,600	30,300
3級地	48,900	29,300	19,600
4級地	34,100	20,500	13,600
5級地	19,800	11,900	7,900

改定条件 改定金額 単位

一利用区間の距離が	改定条件	改定金額	単位
一利用区間の距離が	10km未満の場合	3,700	月
	10～15km未満の場合	5,500	
	15～20km未満の場合	7,500	
	20～25km未満の場合	9,600	
	25～30km未満の場合	12,000	
	30～35km未満の場合	14,400	
35～40km未満の場合	16,800		
40km以上10km増えることに4,800円加算(上限なし)			

一律15,000円の増額を求める!

◆制度・福利厚生等

現行	改正
帰省用代用証 年間単身赴任者72枚 地域間異動者等96枚	年間104枚 使用禁止期間の廃止
特別休日 年間104日	年間120日
育児・介護勤務制度 育・介A：3歳まで 育・介B：小3年度末まで	育・介A：小3年度末まで 育・介B：小6年度末まで 300ポイント
カフェテリアポイント 240ポイント	

◆所有住宅援助金 (単位 円)

現行条件	現行金額	単位
一般	2,500	月
新築5年以内	5,000	

改定条件 改定金額 単位

区分の統合	改定金額	単位
区分の統合	10,000	月